

12月1日は世界エイズデー

エイズや性感染症が心配な方は この機会に検査を

日本のHIV感染者・患者の報告数は増加しています。近年のエイズ治療の進歩は目覚ましく、発症前に治療を開始することで、普段と変わらない社会生活を送っている方も増えていきます。早期治療は、早期発見から始まり、症状がない時期に検査を受けることが大切です。

毎年12月1日は、世界エイズデーです。この機会にエイズを正しく知り、身近なことから考えてみませんか。検査の日程等詳しくはお問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

★新宿区保健所
HIV抗体・性感染症検査
HIV抗体のほか、性感染症(梅毒・クラミジア)の検査も受けられます。検査は匿名・無料です。感染の可能性のあった日から60日以上経過してから受けてください。結果は口頭でお知らせし、証明書は発行しません。

●夜間検査
(日本語対応のみ)
【日時】12月15日(木)午後6時～7時に受け付け。結果は12月22日(木)に口頭でお知らせします。

●通年検査
【日時】月2回木曜日(12月は1日・15日)、午後1時30分～3時に受け付け。結果は1週間後に口頭でお知らせします。

★東京都エイズ予防月間
HIV抗体・性感染症検査
HIV抗体のほか、性感染症(梅毒・クラミジア)の検査も受けられます。検査は匿名・無料です。

★外国人専用電話相談
(3369)7110
【対応言語】英語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語
【相談日時】毎週木曜日午後1時～5時(タイ語は右記)

★外国人専用電話相談
(3369)7110
【日時】12月15日(木)午後6時～7時に受け付け。結果は12月22日(木)に口頭でお知らせします。

特別区職員 技術職採用PRイベント

特別区技術職の具体的な仕事の内容や魅力等をお伝えするとともに、参加者からの質問・相談にお答えします。

【日時】24年1月22日(日)午後0時50分～5時
【会場】明治学院大学(港区白金台1-2-37)
【対象】24年度以降の採用試験の受験資格があり、土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気の職種での受験希望者、約500名
【内容】採用試験の概要説明、基調講演「東京23区のまちづくり」すべては区民のために(吉田不曇・中央区副区長と現役職員のパネルディスカッション、職種別相談会)

【申込み】往復はがきに記載例(3面参照)のほか生年月日・希望職種・質問(相談会で聞きたいことを50文字以内)を記入し、12月26日(月)(消印有効)までに特別区人事委員会事務局任用課「特別区職員技術職採用PRイベント」係(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1)へ。同人事委員会採用試験情報ホームページ(☎http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm)からも申し込めます。応募者多数の場合は抽選。受験資格等詳しくは、同人事委員会ホームページをご覧ください。

B型・C型肝炎治療医療費を助成

B型・C型肝炎のインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に加え、B型肝炎に対する「ペグインターフェロン製剤治療」も新たに助成の対象になりました。

【対象】都内在住で、東京都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療・ペグインターフェロン製剤治療が必要と診断された方

【助成期間】原則として、申請した月の初日から1年間

※B型肝炎のペグインターフェロン製剤治療は、24年3月30日(金)までに申請すれば、助成の開始を23年9月26日までさかのぼることができます。

※B型肝炎の核酸アナログ製剤治療は、医師が必要と認めた場合に限り更新できます。

※C型肝炎のインターフェロン治療は、一定の条件を満たす場合は2回目の制度利用ができます。

【助成内容】治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から患者一部負担額(下記)を除いた額

【患者一部負担額】世帯(患者が属する住民票上の世帯全員)の住民税(年額)が、▼非課税の方：自己負担なし、▼所得割の課税年額が23万5千円未満の方：月額1万円を限度、▼所得割の課税年額が23万5千円以上の方：月額2万円を限度

※住民票上同じ世帯でも、世帯の課税額の合算対象から除外できる場合があります。

【申請に必要な書類】所定の申請書(保健センター(6面参照)で配布)・都指定の肝臓専門医療機関の診断書(助成の対象ごとに様式が異なります。用紙は保健センターで配布)・住民票・健康保険証の写し・高齢受給者証の写し(お持ちの方のみ)・住民票記載の世帯員全員(20歳未満の方を除く)の住民税の課税状況が分かるもの

【申請・問合せ】お住まいの地域の保健センターへ。認定後、医療券と自己負担限度額管理票(該当する方)を交付します。認定までには2か月程度かかります。認定までに支払った医療費は、払い戻し請求ができます。

12月の各種相談		※複雑な相談内容には資料をお持ちください			
相談名	実施日	実施時間	相談場所	問合せ	
福祉	福祉サービスに関する法律相談	19(月)	14:00~16:00 (電話予約)	第1分庁舎2階 区民相談室	地域福祉課福祉計画係 ☎(5273) 3623
福祉	成年後見・権利擁護相談	月・水・金曜日 (祝日等除く)	13:00~16:00 (電話予約)	新宿区成年後見センター(大久保3-1-1)	☎(5273) 4522
福祉	障害者相談窓口	障害者福祉課☎(5273)4518・㊟(3209)3441、保健予防課☎(5273)3862、あゆみの家☎(3953)1230、保健センター、★区立障害者福祉センター☎(5292)7890、まど☎(3200)9376、★オフィスクローバー☎(3365)4180、★ラバンス☎(3364)1644、フアロ☎(3350)4437、風☎(3952)6014へ。 ★はピアカウンセリングも実施			
子ども・教育	子どもと家庭の総合相談	月~土曜日 (祝日等除く)	8:30~19:00	子ども総合センター(新宿7-3-29)	☎(3232) 0675 ※心身の発達への不安や障害に関する相談もお受けします。
子ども・教育	子ども家庭相談	地域子育て支援センター二葉・原町みゆき、ゆったりーの、児童館へ。			
子ども・教育	家庭相談	月~金曜日 (祝日等除く)	13:00~17:00	子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階)	☎(5273) 4558
子ども・教育	ひとり親相談	8:30~17:00			
子ども・教育	子育て電話相談	火~金曜日 (祝日等除く)	13:00~15:00		お近くの公立の各保育園へ。
子ども・教育	教育相談	月~金曜日 (祝日等除く)	9:00~18:00		教育センター(大久保3-1-2)☎(3232)3071 電話相談☎(3232) 2711
子ども・教育	子ども相談	電話・月~金曜日9:00~20:30、土・日曜日、祝日9:00~17:00 来所・月~金曜日9:00~17:00			東京都児童相談センター(戸山3-17-1) 電話相談☎(3202) 4152 来所相談☎(3208) 1121
住宅・建築	住み替え相談・不動産取引相談	2(金)・9(金)・16(金)	13:00~16:00 (電話予約)	第1分庁舎2階 区民相談室	住宅課居住支援係 ☎(5273) 3567
住宅・建築	マンション管理相談	9(金)	13:00~15:50 (電話予約)		
住宅・建築	安全安心・建築なんでも相談	14(水)	13:30~16:00	若松町特別出張所 (若松町12-6)	建築指導課建築企画係 ☎(5273) 3732
住宅・建築	建築紛争相談	月~金曜日 (祝日等除く)	8:30~17:00	本庁舎8階	建築調整課 ☎(5273) 3544
年金・労務等	年金・労務等相談	9(金)	13:00~16:00	区役所本庁舎1階ロビー	主催・東京都社会保険労務士会新宿支部 ☎(5363) 5554
不動産登記	不動産登記相談	13(水)	13:00~16:00	区役所第1分庁舎2階区民相談室	主催・東京司法書士会新宿支部☎(5464)5887 東京土地家屋調査士会新宿支部☎(3363)8075
行政手続	行政手続相談	6(水)・20(水)	12:00~16:00	区役所本庁舎1階ロビー	主催・東京都行政書士会新宿支部 ☎(5332) 5625
マンション問題	マンション問題無料なんでも相談	7(水)・21(水)	13:00~16:00	区役所本庁舎1階ロビー	主催・新宿区マンション管理士会 ☎(3361) 9305
法律	法律テレフォンガイド	月~金曜日	10:00~12:00、13:00~15:00		主催・弁護士会が運営する法律相談センター